

姫路市がん検診等受診率向上推進協定要領

1 事業の概要

がん検診等受診率の向上によるがんの早期発見の推進に向け姫路市が、がん対策に積極的に取り組む企業等と協定を締結し、市民や職域のがん検診等の受診を促進し、市民の健康増進を図ることを目的とする。

2 対象企業等の要件

市内に主たる事業所若しくは支店等を有し、又は市内で営業活動を行い、がん対策に積極的に取り組む企業や事業者団体（以下「企業等」という。）で次に掲げるいずれかの要件に該当するものを対象とする。

- （１）地域密着型で市民と接する窓口を多数有する企業等
- （２）業務内容とがん検診等の普及啓発活動等に関連性がある企業等
- （３）その他、提案する取組が市民の受診促進に大きな効果があると市が認めた企業等

3 協定の手順

（１）募集の告知

市ホームページ掲載のほか、保健所等にごがん検診等受診率向上推進協定申込書（様式第1号、以下「申込書」という。）を準備しておく。

（２）応募書類の提出

姫路市保健所予防課へ郵送又は持参

（３）申込書の提出があった場合には、書類審査等を行い、要件を満たすとともに取組が適切に実行されると見込まれる場合には、がん検診等受診率向上推進協定書を締結する。

（４）協定の有効期間

協定締結日から当該年度の末日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（５）取組の報告

毎年度、翌年度の4月末日までに、がん検診等受診率向上推進協定取組状況報告書（様式第2号）により報告しなければならない。

4 活動内容

市民に対するがん対策に関する活動のうち、以下の3点の活動を積極的に行うこととする。

（１）がん検診等の普及啓発

- ・パンフレット、ポスター等の受診啓発資材の配布や市への提供

（２）がん検診等の講演会やイベントの実施

- ・がん検診の受診を促す活動等の実施

（３）市が主催するがん検診等の講演会やイベントへの協力

- ・講演会やイベントの企画や準備、講師の調整、市民への周知など含めた協力

5 市の支援

- （１）協定を締結した企業等（以下「協定企業等」という。）にごがん検診に関する情報を提供す

る。

- (2) 姫路市と協定企業等の共同取組内容等を市ホームページへの掲載等により、市民に広報する。
- (3) 協定企業等は、商品パッケージ、広告等に、がん検診等受診率向上推進協定を締結した企業である旨の表示をすることができる。

6 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要領は平成31年2月1日より施行する。

この要領は令和7年7月1日より施行する。